

御嶽山国定公園（仮称）指定記念事業長野県実行委員会 会則（案）

（名称）

第 1 条 本会は、「御嶽山国定公園（仮称）指定記念事業長野県実行委員会」（以下「長野県実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 御嶽山国定公園（仮称）の指定を契機とし、噴火災害からの復興の歩みを地域で共有し、御嶽山の魅力を広く発信するとともに、山岳環境や自然環境保全、歴史・文化などの重要性についての理解を深め、持続可能な利用の促進を図る。

（事業）

第 3 条 長野県実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （１）御嶽山国定公園（仮称）指定記念事業の企画の検討及び実施に関すること。
- （２）御嶽山国定公園（仮称）指定記念事業の広報、啓発等に関すること。
- （３）関係団体、関係機関との連絡調整に関すること。
- （４）その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

（組織）

第 4 条 長野県実行委員会は、別表左欄に掲げる機関をもって構成し、同表右欄に掲げる職にある者を委員とする。

（役員）

第 5 条 長野県実行委員会に次の役員を置く。

- （１）会 長 1 名
- （２）副会長 1 名
- （３）監 事 1 名

- 2 会長は、王滝村長をもって充てる。
- 3 副会長は、木曽町長をもって充てる。
- 4 監事は、会長が選任する者をもって充てる。

（役員職務）

第 6 条 会長は、長野県実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(顧問)

第7条 長野県実行委員会に顧問を置く。

- 2 顧問は、長野県知事をもって充てる。
- 3 顧問は、会長が指名する者をもって充てることができる。
- 4 顧問は、長野県実行委員会の業務の執行に関し、意見を述べることができる。

(任期)

第8条 委員、役員及び顧問の任期は、長野県実行委員会が解散するまでとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員及び役員（以下「委員等」という。）が就任時におけるそれぞれの機関又は団体の役職を離れたときは、当該委員等の任期は当該役職にあった日までとする。
- 3 前項の規定により委員等が欠けたときは、前任者の属していた機関又は団体において、当該者の後任となった者が委員等に就任するものとする。

(委員等への報酬及び旅費)

第9条 委員等への報酬及び旅費については支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

- 2 前項ただし書きの規定により報酬又は旅費を支給する場合には、長野県職員の例に準じて支給する。

(総会)

第10条 長野県実行委員会の総会は、役員及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、議長となる。
- 3 総会は、次の各号に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 事業計画、予算及び決算に関すること。
 - (3) その他第2条の目的の達成に必要と認められること。
- 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 5 委員が総会に出席できないときは、代理人を総会に出席させ、又は議決権の行使を委任することができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面をもって議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に総会への出席を求めることができる。

8 前各項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、総会を書面により開催することができる。この場合、委員に対し書面により賛否を求め、その回答をもって総会の議決に代えることができる。

(専決処分)

第 11 条 会長は、総会を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

2 前項の規程により処置したときは、会長は、これを次回の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(経費)

第 12 条 長野県実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計)

第 13 条 長野県実行委員会の会計事務は、第 15 条に定める事務局が行う。

2 収入及び支出は、事務局会計により処理する。

3 事務局は、会計年度終了後、収支報告書を作成し、長野県実行員会に報告をする。

(幹事会)

第 14 条 長野県実行委員会の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること。

(2) その他長野県実行委員会の運営に必要な事項に関すること。

3 幹事会は、第 4 条に規定する機関の担当課長等の中から選出する。

4 幹事会は、会長が委嘱した幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

5 幹事長は、幹事会を代表し、会務を統括する。

6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 幹事会は、必要に応じ、幹事長が招集する。

(事務局)

第 15 条 長野県実行委員会の事務を処理するため、長野県環境部自然保護課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第 16 条 長野県実行委員会は第 3 条に規定する事業が終了したときは、総会の議決により解散する。

2 長野県実行委員会が解散するときに存する残余財産の処理については、解散時に協議し、定める。

(補則)

第 17 条 この会則に定めるもののほか、長野県実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和 7 年 12 月 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

機 関	役 職 名
王滝村	村 長
木曽町	町 長
木曽観光連盟	会 長
木曽町商工会	会 長
（一社）木曽おんたけ観光局	代表理事
御嶽山火山マイスターネットワーク	代 表
長野県	環境部長
	危機管理部長
	観光スポーツ部長
	木曽地域振興局長